



組合加入は↑

現任校に留まりたい方も、他校への異動を希望する方も

人事異動の希望は明確に伝えましょう！

今年度、人事異動を希望する方、県教委のいう「計画交流（初任4年以上、2校目以降9年以上）」の対象者には、すでに、「異動をしたい」「留まりたい」の希望は、校長より一定のお話（異動の可否など）がきている方もおられると思います。

校長・県教委に一任です、という方は別ですが、現時点で書類を提出しながら、自分には何らお話が無いというのであれば、一度、校長に聞いてください。

校長が何も知らない人事はありません。今年で退職の校長であっても、来年度の校内人事を検討しています。たとえば、校長が生徒指導部長に決めていた方を県教委の一方的な指示で異動させると職場が混乱するからです。

なお、人事異動の希望は、明確に Yes No を伝えてください。

◎ 3月（内示直前）までの人事の流れ

1月中旬

異動希望者についての校長間で人事の相談が終了し、県教委が調整する計画交流人事と一体で進みます。

2月中旬

県教委計画交流に関する校長への打診（第一次ヒアリング）。計画交流により異動対象となっている方の氏名が校長に提示されます。

3月上旬

県教委計画交流に関する校長への打診（第二次ヒアリング）。計画交流人事作成がほぼ終了した時点での最終的な校長への確認。この時点でも、校長がきっぱり断れば本人の意に反する人事異動を止めることができます。

◎ 人事で本人が注意すべきこと

「異動希望者で計画交流該当者でない方」

① 校長から異動の話が無い方で県教委の計画交流を希望しない方は「異動希望を取り下げる」ことを校長に明確に申し出してください。

② 引き続き異動を希望する方は、校長から随時人事異動の動きを確認し、希望しない異動については明確に断ってください。

「異動希望者で計画交流該当者の方」

校長間の人事終了後は計画交流人事となります。

① 異動希望を取り下げる方

校長に異動希望の取り下げを明確に伝え、県教委への意見具申を依頼してください。

② 異動を希望する方

定期的に校長に進捗状況を確認し、意に反する異動の打診があった場合は明確に断り、校長から県教委へ異動をさせない旨の意見具申をお願いしてください。

「計画交流該当者で異動を希望しない方」

県教委から異動の打診がないかどうかを校長に定期的に確認し、異動の打診があった場合は明確に断り、校長から県教委へ異動をさせない旨の意見具申をお願いしてください。

なお、初任の方は、4年を超えていても、現任校に残ることが可能になっています。

「高年層の異動、再任用者の勤務校について」

校長が、高年層に、計画交流の対象者として機械的な異動を押しつけたり、県教委に教職員本人の希望をねじ曲げて伝え、現任校とは別の学校での再任用を押しつけようとしたりする事例がありました。

また、定年までの勤務期間後に再任用の期間が続き長期になるから今のうちにと異動希望をと異動を迫る校長もいます。定年までの勤務と再任用の任用期間は通算しない旨、と県教委も校長に説明しています。

本人が希望する場合を除き、再任用校は現任校です。変更する場合は、再任用者が多すぎることによって学校運営上の課題が生じている場合に限られ、本人に充分な説明が必要と、県教委と確認しています。

◎ 統廃合による過員解消の人事

高教組は「過員解消対象者には、丁寧な事情聴取をおこない、当該職員の意向を尊重すること」と要求をしています。統廃合で教職員を機械的に異動させる人事には問題があります。

